公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人 事管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第18号

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならび に人事管理に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則(平成25年秋田市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第10条中「に定める」の次に「純資産変動計算書および」を加え、「および行政サービス実施コスト計算書」を削る。

第11条各号を次のように改める。

- (1) 法人の目的および業務内容
- (2) 法人の位置付けおよび役割
- (3) 中期目標の概要
- (4) 理事長の理念ならびに運営上の方針および戦略
- (5) 中期計画および年度計画の概要
- (6) 持続的に適正なサービスを提供するために必要な財源その他の資源
- (7) 業務運営上の課題およびリスクの状況ならびにこれらへの対応策
- (8) 業務の適正な評価に資する情報
- (9) 業務の成果および当該業務に要した資源
- (10) 予算および決算の概要
- (11) 要約した財務諸表
- (12) 財政状態、運営状況およびキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

- (13) 内部統制の運用の状況
- (14) 法人に関する基礎的な情報

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。